

# ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

2013年  
謹賀新年

本年も宜しく願い申し上げます


## DOMESTIC TOPICS


### 「賀正」は商標か？

～ 併存登録例から見る文字部分の識別力 ～

IPDL(特許電子図書館)の「商標出願・登録情報」で、商標「賀正」を調べてみると、同一・類似の商品について以下の商標が異なる権利者により商標登録されていました。

A	B
登録第2654785号 商標権者：キリンホールディングス株	登録第3276095号 商標権者：サッポロホールディングス株
	

先に出願・登録されたのはAの「賀正」で、Bの「★賀正」は、Aの指定商品と重複する「ビール」について、1997年4月に登録されています。

「賀正」は「新年を祝うこと。年賀状などに用いる語。」という意味ですので(広辞苑第六版)、Bの登録当時、特許庁は、祝いの席で飲まれる「ビール」について「賀正」の文字は識別力を有さないか識別力が弱く、一方で、AとBはそれぞれ「」と「★」の図形が付加されているので容易に区別できると判断したと思われます。

ちなみに、Bは出願審査の段階において先行する商標との類似性が指摘(拒絶理由が通知)されています。引用された先行商標はAであったと推測されますが、Bの商標権者は意見書と手続補正書を提出し、その拒絶理由を解消しています。

### 「甲子園」が商標登録されるまで

～ 1年8ヶ月もかかった理由 ～

2010年11月24日に出願された商標「甲子園」が、登録第5509344号として、2012年7月20日に商標登録されました。

出願から登録まで約1年8ヶ月もかかっていますが、その理由は、特許庁の審査において、「甲子園」が兵庫県西宮市の一地区を表す地名であることを理由とする拒絶理由が通知されたからです。

地名は、商品の産地・販売地やサービスの提供地などの表示と捉えられることから、原則として商標登録できない語(誰も独占できない語)に該当します。特許庁はこの原則に従い、『「甲子園」は出願人のサービス(第41類「野球の興行の企画・運営又は開催、野球場の提供」)が提供される場所を表示するにすぎないので識別力がない(商標法第3条第1項第3号に該当する)。』という内容の拒絶理由を通知しました。

この拒絶理由に対して出願人(阪神電気鉄道株式会社)は、意見書と上申書を提出して商標登録が認められるべき理由を主張し、その結果、商標「甲子園」は、「野球の興行の企画・運営又は開催、野球場の提供」というサービスについては、同社の商標として機能するに至っていると認められ、いわば例外的に(商標法第3条第2項※が適用されて)商標登録されました。

ちなみに、商標「甲子園」は、過去に商標登録された例がありますが、近年では、識別力を有さないという理由により登録が拒絶されています(商願2001-80588号、商願2006-22328号)。

※【商標法第3条第2項】

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

★ここがポイント!!!★

- ☑ 地名は原則として商標登録が認められない。
- ☑ 拒絶理由が通知された場合、商標登録まで1年以上要する場合がある。
- ☑ 識別力を有さない商標でも、例外的に(商標法第3条第2項の適用を受けて)商標登録される場合がある。

## OVERSEAS TOPICS

### マドリッド・プロトコル新規加盟国

～ ニュージーランドが加盟 ～

ニュージーランドがマドリッド・プロトコル(マドリッド協定議定書)への加盟を採択し、2012年12月10日に正式加盟しました。同国は暫定拒絶を通報する期限について、領域指定通報日から18ヶ月を宣言しています。

ニュージーランドの加盟により、マドリッド・プロトコルの締約国数は87ヶ国となりました。

[弁理士 山本岳美]

